

公益法人の財務運営・会計セミナー

税理士法人フォース

代表社員

小林祐士(公認会計士/税理士)

講師プロフィール

税理士法人フォース 代表社員 小林 祐士

- 2005年 有限責任あずさ監査法人入社
一部上場企業の法定監査のほか、公益法人(会計監査人設置義務あり)の監査や平成20年基準への移行対応、内部統制の構築サポートに従事。
- 2011年 税理士法人フォースに入社
全国に組織展開する公益社団法人(会計監査人設置義務あり)の内部監査に従事。
- 2019年 税理士法人フォース 代表社員に就任 現在に至る

保有資格等

- 公認会計士(第23737号)
- 税理士(第126549号)
- 東京税理士会町田支部 幹事
- 野村證券株式会社町田支店 参与
- 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 経営法務修士課程卒業(経営法修士)

公益法人会計基準について

会計の目的

- 企業会計の目的

企業会計は、外部報告上、決算を中心とする事後の会計として、株主に対する配当可能利益を確定し、関係者の利害調整を図るために企業の損益を合理的に計算すること、及び、企業の経営成績や財政状態を把握し、その内容を株主や債権者等の外部利害関係者へ開示することを主たる目的とする。

(財務省HP 公会計に関する基本的考え方より)

公益法人会計基準の目的

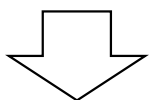
- 総則1

「この会計基準は、公益法人の財務諸表及び附属明細書並びに財産目録の作成の基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする」

公益法人会計基準の変遷

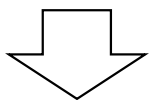
昭和52年3月4日

公益法人監督事務連絡協議会の申し合わせとして設定



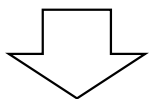
昭和60年9月17日

会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されるべく改正



平成16年10月14日

公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡協議申し合わせとして全面的な改正。『平成16年基準』という。



平成20年4月11日

内閣府公益認定等委員会による全面的な改正。公益法人制度改革関連3法への対応のため。『平成20年基準』という。

一般に公正妥当と認められる会計の慣行

- 一般的に経理規程に定められる文言
- では、具体的に「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」とは？
- 公益法人会計基準と同運用指針
- 日本公認会計士協会 非営利法人委員会実務指針 等

内閣府Q&A

問Ⅵ - 4 - ①（会計基準）

公益法人、移行法人、他いくつかの法人類型がありますが、それぞれ会計基準は、どれを使ったらよいのでしょうか。

答

- 1 公益法人、移行法人、公益目的支出計画を完了した一般法人、公益認定申請を予定している一般法人、公益認定申請を予定していない一般法人といくつか法人類型が考えられます。いずれも、分配を目的としない、非営利法人であることから、適用する会計基準について、以下のような基本的な考え方に従い、個々の法人が適用する会計基準を選択することが可能であると思われます。
- 2 一般社団・財団法人法第119条及び第199条により、一般法人の会計は、その行う事業に応じて、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」とされています。会計の慣行は、特定の法人により「公正妥当」と主張されるだけでなく、明文化されるなど、広く流布し受け入れられていると客観的に判断できる必要があり、そのような会計の慣行として、公益法人会計基準、企業会計基準など各種の「会計基準」とそれぞれの下での慣行があります。
- 3 その際、公益法人をはじめ、一般法人は、利潤の獲得と分配を目的とする法人ではないことを踏まえ、通常は、公益法人会計基準を企業会計基準より優先して適用することになるものと考えられます。

企業会計基準の適用

問Ⅵ - 4 - ② (会計基準)

公益法人における個別の企業会計基準の適用について教えてください。

答

1 企業会計基準は、企業や会計を取り巻く社会環境の変化に敏感に対応して見直しが行われてきており、平成 20 年会計基準が設定された後にも、新たな社会状況等に対応して、個別の企業会計基準が設定・改正されています。

このような個別の企業会計基準の中には、公益法人に直ちに適用できないものも含まれていますが、それぞれの基準の趣旨や内容に照らし、公益法人にも適用すべきものは、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として、当該基準に従うことが適当と考えられます。

2 公益法人の自己規律の確保、関係者への情報の開示、行政庁による監督の必要性等の観点から、法人における運営実務上の負担にも配慮しつつ個別に検討した結果、個別の企業会計基準の公益法人への適用の要否は以下のとおりです。

- ① 退職給付に関する会計基準
- ② リース取引に関する会計基準
- ③ 工事契約に関する会計基準
- ④ 資産除去債務に関する会計基準
- ⑤ 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準

公益法人が行う会計処理及び注記をこれらの基準によることに支障はなく、また、準拠すべき他の方法もみられないことから、これらの基準は公益法人にも適用されます。

⑥ 棚卸資産の評価に関する会計基準

平成 20 年会計基準も、棚卸資産の時価が取得価額よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額とすることとしており、本基準と実質的な相違はないことから、棚卸資産の評価については現行のままとします。

⑦ 固定資産の減損に係る会計基準

平成 20 年会計基準は、本基準とは別に、公益法人等の特性を考慮して、固定資産の時価が帳簿価額から概ね 50%を超えて下落している場合には時価（使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値も可）をもって貸借対照表価額とする「強制評価減」を採用しています。

現在においても、この方法の改正を必要とする事情変更はみられないことから、固定資産の減損については現行のままとします。

⑧ 金融商品に関する会計基準

問Ⅵ - 4 - ③を参照ください。

⑨ 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

問Ⅵ - 4 - ④を参照ください。

3 個別の会計基準の適用時期等について

平成 28 年 4 月 1 日以降に開始される事業年度から適用することとなります（ただし、それ以前からの実施を妨げないものとします。）。

また、公益法人が会計監査を受けている場合の取扱いについては、別途、日本公認会計士協会が検討することとなっていますので、その結果を参照してください。

4 公益法人の会計基準は、今後とも、新たな社会状況等に適切に対応していくことが必要です。

問VI-4-③

問VI-4-③（会計基準）

公益法人において「金融商品に関する会計基準」を適用する場合の留意事項について教えてください。

答

1 平成20年会計基準の設定当時においては、本基準が公益法人にも適用されることが前提とされていました。その後、本基準は改正され、①「金融商品の状況に関する事項」（金融商品の内容やリスク、リスク管理体制など）、②「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品の時価の算定方法に関する説明）についても注記することとされましたが、これらの注記を公益法人に適用するか否かについては、平成20年会計基準では必ずしも明らかではありません。

2 金融商品の状況に関する事項

公益法人の中には、金融商品による運用益などを財源としている法人も多く、金融商品の運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがある法人にとって、金融商品の内容とそのリスク、リスク管理体制など金融商品の状況に関する情報を開示することは、法人の内部統制の確立を図る効果を及ぼすことが期待されるとともに、寄附者に対し法人の受託責任を果たす上でも、意義が大きいものと考えられます。

本基準にいう「金融商品」としては、多岐にわたるものが定義されていますが、公益法人の適切な運営を図る観点からは、そのうち、法人の資産運用の手段として用いられる「株式その他の出資証券、公社債等の有価証券及びデリバティブ取引（先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引）」について、その運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがあると法人が判断した場合、平成20年会計基準に財務諸表の注記事項として定められた「(17) その他公益法人の資産（中略）の状況を明らかにするために必要な事項」の一環として、その内容とリスク、リスク管理体制等に関する事項を注記することが求められます。

具体的な注記例としては、次ページを参照してください。

3 金融商品の時価等に関する事項

平成20年会計基準においては、公益法人の性格等を踏まえ、満期保有目的の債券については時価を注記するとともに、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券については時価をもって貸借対照表価額とすることとされている（子会社株式及び関連会社株式については取得価額とされており、これは企業会計と同様です。）ことから、金融商品の時価等については現行のままとなります。

金融商品の状況に関する注記例

1 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業の財源の相当部分を運用益によって賄うため、債券、株式、投資信託により資産運用する。なお、デリバティブ取引は行わない方針である。

2 金融商品の内容及びそのリスク ※

投資有価証券は、債券、株式、投資信託であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクにさらされている。

3 金融商品に係るリスク管理体制

① 資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産運用規程に基づき行う。

② 信用リスクの管理

債券については、発行体の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

③ 市場リスクの管理

株式については時価を定期的に把握し、理事会に報告する。

投資信託については、関連する市場の動向を把握し、運用状況を理事会に報告する。

※ ここに掲げたリスクのほか、例えば、中途解約が著しく制約されているため、満期到来まで資金化することが極めて困難となる流動性リスクが発生する金融商品、デリバティブが組み込まれた金融商品、為替リスクが発生する金融商品等についても、リスクの内容、リスク管理体制を注記する。

問VI-4-④

問VI - 4 - ④（会計基準）

公益法人は、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用しなければならないでしょうか。

答

- 1 平成 20 年会計基準は、貸借対照表及び正味財産増減計算書で前年度金額を開示することとしています。その注解 14 「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について」には、「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。」と定めており、過去の財務諸表に遡及した処理を求めています。
- 2 本基準は、会計理論の観点からは、期間比較可能性と法人間の比較可能性を向上し、関係者の意思決定に当たっての財務諸表の有用性を高める上で意義があり、このことは、営利法人、非営利法人いずれにも当てはまることから、個別の公益法人がその会計処理に当たってこれを採用することは、有益と考えられます。
- 3 一方で、本基準が全ての会社にとって唯一の会計慣行であるとは言えないこと、中小企業、学校法人、独立行政法人等にも本基準の適用が求められていないこと、平成 20 年会計基準によって処理すれば、本基準を適用しなくとも財務諸表の将来に亘る適正性が担保されること、少人数の職員により運営されている公益法人が多いこと等を踏まえると、現時点では、公益法人について、本基準によらない会計処理も公正妥当と認められる会計慣行と言えます。
- 4 このため、本基準を自主的に適用することは全く問題ありませんが、公益法人が、必ず本基準を適用しなければならない訳ではありません。

令和2年5月の改正

- 公益法人会計基準 第5 財務諸表の注記(1)

改正前	改正後
継続事業の前提に関する注記	継続組織の前提に関する注記

- 公益法人会計基準は、継続組織の前提が成立していることを前提に適用される
- 継続組織の前提が成立していない場合は、清算を前提にした会計基準など別の枠組みに移る

2 継続組織の前提

この会計基準は、公益法人が継続して活動することを前提としている。したがって、組織の清算や全事業の廃止など、組織の継続を予定していない場合には、この会計基準は適用されない。

継続組織の前提

「継続組織の前提」とは、財務諸表の作成及び作成基準は、法人が継続して活動することを前提としている、というものです。組織の清算や全事業の廃止など、組織の継続を予定していない場合には、公益法人会計基準は適用されないという考え方であり、実務上は、従来からそのように取り扱われています。

公益法人会計基準においては、財務諸表の注記として「継続事業の前提に関する注記」は規定されていましたが、継続組織を前提としたものであること自体についての明文の規定がありませんでした。今般の規定は、新たな考え方を示したのではなく、確認的に明記されたものです。

「継続組織の前提」が成り立たない具体的な場合としては、例えば、社団法人が社員総会決議により解散決議を行い、あるいは財団法人において定款で定めた法人の存続期間が満了となり、解散して清算手続きに入った場合においては、「継続組織の前提」は成り立たないことになります。

「継続組織の前提」が成り立たない場合には、継続組織を前提とする会計基準は適用されないことになるため、資産及び負債については清算等を前提とした処分価格等にすべて評価替えした上で財務諸表を作成することになると考えられます。

例えば、固定資産について、取得原価から一定の耐用年数を仮定した減価償却累計額を控除して評価することは、継続組織を前提として行われる会計処理であるため、処分価格への評価替えの検討や、退職給付引当金については未払退職金として確定債務に変更することが考えられます。

決算書の概要

公益法人が作成すべき財務諸表等

財務諸表	貸借対照表
	貸借対照表内訳表 ※収益事業等からの繰入など一定の要件を満たす場合
	正味財産増減計算書
	正味財産増減計算書内訳表 ※1 公益目的事業会計・収益等事業会計・法人会計に区分 ※2 事業区分の必要（公1などの事業区分のこと）
	キャッシュ・フロー計算書 ※会計監査人設置義務のある法人のみ 以下のいずれかの要件を満たす場合は設置義務あり ① 収益の額が1,000億円以上 ② 費用及び損失の額の合計額が1,000億円以上 ③ 負債の額が50億円以上
	財務諸表に対する注記
附属明細書	—
財産目録	—

※リーガルサポート定款第64条に作成書類の規定あり

会計区分

- 公益法人会計基準第1総則5

「公益法人は、法令の要請等により、必要と認めた場合には会計区分を設けなければならない」

- 公益法人会計基準注解2

「当該公益法人が有する会計区分間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去するものとする。
また、会計区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。」

会計区分の内容

会計区分	主な内容
公益目的事業会計	公益目的事業であって不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業を経理する会計区分
法人会計	公益目的事業会計・収益事業等会計に区分できない管理業務に関する管理費やその他法人全般に係る事項を経理する会計区分
内部取引消去会計	会計区分間における内部取引高や内部貸借取引の残高を相殺消去する会計区分
(収益事業等会計)	公益目的事業以外の収益事業とその他の事業を経理する会計区分

事業年度

- 公益法人会計基準第1総則4

「公益法人の事業年度は、定款で定められた期間によるものとする」

- LS定款第61条

「この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。」

貸借対照表

資産合計＝負債合計＋正味財産合計

貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート (単位: 円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	3,973,574	5,670,180	△ 1,696,606
普通預金	746,673,261	493,695,024	252,978,237
定期預金	3,031,973	3,031,853	120
未収会費	60,997,928	69,929,596	68,332
未収会費 (R2)	69,051,765	0	69,051,765
未収会費 (R31)	453,989	68,943,217	△ 68,489,228
未収会費 (R30)	324,990	587,195	△ 262,205
未収会費 (R29)	167,184	399,184	△ 232,000
未収金	7,405,480	3,013,158	4,392,322
未収入金	7,405,480	3,013,158	4,392,322
前払金	2,805,664	1,605,554	1,200,110
貯蔵品	1,758,451	2,042,477	△ 284,026
立替金	1,719,975	2,236,345	△ 516,370
立替金 (印鑑証明書等取得)	11,250	4,800	6,450
立替金	1,708,725	2,231,545	△ 522,820
仮払金	1,690,000	510,000	1,180,000
仮払金 (損害保険料)	490,000	490,000	0
仮払金	1,200,000	20,000	1,180,000
流動資産合計	839,056,306	581,734,187	257,322,119
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	29,836,949	25,559,383	4,277,566
退職手当積立金	29,836,949	25,559,383	4,277,566
公益信託成年後見助成基金資金	378,966,887	378,360,083	606,804
身元信用保険代替金資金	5,685,389	686,489	4,998,900
特定資産合計	414,489,225	404,605,955	9,883,270
(3) その他固定資産			
建物付属設備	25,210,562	27,159,222	△ 1,948,660
什器備品	11,537,689	9,091,304	2,446,385
長期前払費用	700,000	1,300,000	△ 600,000
敷金	2,824,920	2,824,920	0
電話加入権	349,160	349,160	0
ソフトウェア	69,012,470	86,128,027	△ 17,115,557
その他固定資産合計	109,634,801	126,852,633	△ 17,217,832
固定資産合計	524,124,026	531,458,588	△ 7,334,562
資産合計	1,363,180,332	1,113,192,775	249,987,557
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	30,603,903	51,394,507	△ 20,790,604
前受会費	12,000	12,000	0
預り金	32,631,788	36,589,701	△ 3,957,913
源泉税 (支部役職員給与)	211,017	324,577	△ 113,560
源泉税 (支部報酬)	24,504	2,738	21,766
社会保険料 (支部・支部職員負担分)	9,079	34,248	△ 25,169
その他	2,598,267	2,021,534	576,733
定額会費	16,000	15,000	1,000
法人後見	29,699,996	34,115,037	△ 4,415,041
源泉税	72,925	76,567	△ 3,642
仮受金	727,777	887,462	△ 159,685
流動負債合計	63,975,468	88,883,670	△ 24,908,202
2. 固定負債			
退職給付引当金	29,836,949	25,559,383	4,277,566
固定負債合計	29,836,949	25,559,383	4,277,566
負債合計	93,812,417	114,443,053	△ 20,630,636
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取寄附金	378,966,887	378,360,083	606,804
指定正味財産合計	378,966,887	378,360,083	606,804
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(378,966,887)	(378,360,083)	(66,084)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(890,401,028)	(620,389,639)	(270,011,389)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(5,685,389)	(686,489)	(4,998,900)
正味財産合計	1,269,367,915	998,749,722	270,618,193
負債及び正味財産合計	1,363,180,332	1,113,192,775	249,987,557

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

目	当年度	前年度	増 減
1 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	[3,820,000]	[3,510,000]	[310,000]
受取入会金	3,820,000	3,510,000	310,000
受取会費	[983,644,798]	[953,618,816]	[31,025,982]
正会員定額受取会費	202,442,000	200,416,000	2,026,000
正会員定率受取会費	781,202,798	752,134,816	29,067,982
その他	0	68,000	△ 68,000
支那受取会費	[0]	[2,542,000]	[△2,542,000]
事業収益	[64,521,332]	[74,893,629]	[△10,372,297]
研修事業収益	687,605	17,272,324	△ 16,584,719
法人後見事務収益	13,319,947	15,560,043	△ 2,240,096
法人後見監督事務収益	41,178,645	34,065,985	7,112,660
相談事業収益	4,782,756	3,841,510	941,246
出版事業収益	1,517,379	597,267	920,112
市民後見支援収益	3,035,000	3,490,000	△ 455,000
講演・セミナー事業収益	0	66,500	△ 66,500
受取負担金	[2,684,148]	[6,125,944]	[△3,441,796]
受取負担金	2,684,148	6,125,944	△ 3,441,796
受取寄附金	[23,401,500]	[28,779,500]	[△5,378,000]
賛助会員受取会費	265,000	288,000	△ 23,000
受取寄附金	23,136,500	28,491,500	△ 5,355,000
雑収益	[340,784]	[1,206,278]	[△865,494]
受取利息	6,304	5,098	1,206
雑収益	334,480	1,201,180	△ 866,700
経常収益計	1,078,412,562	1,069,676,167	8,736,395
(2) 経常費用			
事業費	[588,981,859]	[725,182,744]	[△136,201,715]
役員報酬	36,306,004	27,073,019	△ 767,015
給料手当	135,229,316	139,079,735	△ 3,850,439
臨時雇賃金	13,831,987	6,219,982	7,611,995
職員退職給付費用	2,909,312	3,908,255	△ 998,943
福利厚生費	19,094,735	18,918,951	175,784
会議費	65,013,379	154,106,477	△ 89,093,098
出版・ビデオ外注費	7,450,552	10,328,224	△ 2,877,672
旅費交通費	34,623,576	62,189,779	△ 27,566,203
通信運搬費	11,712,462	11,101,314	611,148
減価償却費	21,328,557	19,968,990	1,359,564
消耗品費	4,510,772	6,839,626	△ 2,328,854
修繕費	54,178	69,403	△ 15,225
印刷製本費	8,223,309	11,318,875	△ 3,095,566
水道光熱費	255,228	418,676	△ 163,448
ホームページ運営費	1,528,842	1,329,461	199,381
コンピュータ関係費	17,323,706	16,398,765	924,941
図書費	252,436	336,293	△ 83,857
会場費	4,240,021	15,596,969	△ 11,356,948
賃借料	22,113,691	22,762,245	△ 648,554
損害保険料	5,174,277	5,474,230	△ 299,953
支払手数料	6,424,123	8,460,168	△ 2,036,045
諸謝金	117,167,233	125,730,643	△ 8,563,410
広告宣伝費	10,760,151	9,761,078	999,073
渉外費	9,890	41,260	△ 31,370
雑会費	52,000	116,000	△ 64,000
租税公課	307,550	257,728	49,822
支払負担金	305,160	5,408,228	△ 5,103,068
支払助成金	100,000	61,600	38,400
委託費	46,631,788	36,143,122	10,488,666
出向負担金	5,327,400	5,327,400	0
雑費	728,714	436,225	292,489

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費	[217,711,163]	[278,637,375]	[△60,926,212]
役員報酬	12,453,996	13,021,961	△ 567,965
給料手当	60,070,501	61,820,509	△ 1,750,008
臨時雇賃金	2,794,536	5,058,193	△ 2,263,657
職員退職給付費用	1,368,254	1,702,568	△ 334,314
福利厚生費	8,110,879	8,324,715	△ 213,836
会議費	18,401,689	52,471,859	△ 34,070,170
旅費交通費	5,817,332	13,523,806	△ 7,706,468
通信運搬費	9,937,956	10,429,680	△ 491,724
減価償却費	14,639,208	13,454,577	1,184,631
消耗品費	1,527,202	3,106,893	△ 1,579,691
修繕費	25,146	32,211	△ 7,065
印刷製本費	5,412,624	7,375,056	△ 1,962,432
水道光熱費	118,459	194,321	△ 75,862
ホームページ運営費	684,048	616,877	67,171
コンピュータ関係費	11,583,240	10,983,781	599,459
図書費	47,572	29,634	17,938
会場費	3,489,534	18,916,988	△ 15,427,454
賃借料	11,097,799	10,699,638	398,161
損害保険料	703,059	721,618	△ 18,559
支払手数料	4,992,840	4,305,137	687,703
諸謝金	3,260,664	2,400,798	859,866
渉外費	737,579	3,884,988	△ 3,147,409
雑会費	273,343	403,323	△ 129,980
租税公課	2,488,932	3,118,850	△ 629,918
支払負担金	250,000	985,355	△ 735,355
委託費	34,167,582	29,251,991	4,915,591
出向負担金	2,472,600	2,472,600	0
雑費	784,529	1,138,434	△ 353,905
経常費用計	806,692,132	1,003,820,119	△ 197,127,987
評価損益等調整前当期経常増減額	271,720,430	65,856,048	205,864,382
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	271,720,430	65,856,048	205,864,382
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
雑収益	[5,378,285]	[58,555]	[5,319,730]
受取寄附金	5,378,285	58,555	5,319,730
受取寄附金振替額	[93,300]	[12,812,600]	[△12,719,300]
受取寄附金振替額	93,300	12,812,600	△ 12,719,300
経常外収益計	5,471,585	12,871,155	△ 7,399,570
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	[1,200,890]	[23,894]	[1,176,996]
身元信用保険代替金	[5,000,000]	[5,000,000]	[0]
事務局移転費用	[0]	[4,937,576]	[△4,937,576]
租税公課	[93,300]	[12,812,600]	[△12,719,300]
所得税	0	11,097,800	△ 11,097,800
消費税	93,300	1,714,800	△ 1,621,500
雑損失	[886,436]	[1,405,835]	[△519,399]
経常外費用計	7,180,626	24,179,105	△ 16,998,479
当期経常外増減額	△ 1,709,041	△ 11,307,950	9,598,909
当期一般正味財産増減額	270,011,389	54,548,098	215,463,291
一般正味財産期首残高	620,389,639	565,841,541	54,548,098
一般正味財産期末残高	890,401,028	620,389,639	270,011,389
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	[700,104]	[391,172,683]	[△390,472,579]
受取寄附金	700,104	391,172,683	△ 390,472,579
一般正味財産への振替額	[△93,300]	[△12,812,600]	[12,719,300]
一般正味財産への振替額	△ 93,300	△ 12,812,600	12,719,300
当期指定正味財産増減額	606,804	378,360,083	△ 377,753,279
指定正味財産期首残高	378,360,083	0	378,360,083
指定正味財産期末残高	379,066,887	378,360,083	606,804
III 正味財産期末残高	1,269,467,915	998,749,722	270,718,193

正味財産増減計算書内訳表

正味財産増減計算書内訳表

平成X0年4月1日から平成X1年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計						収益事業 等会計	法人 会計	内 部 取 引 消 去	合 計
	研修 事業	資格 認定 事業	表彰 事業	調査 事業	共通	小計	不動産 賃貸			
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
基本財産運用益					20,000	20,000		10,000		30,000
基本財産受取配当金					20,000	20,000		10,000		30,000
特定資産運用益					5,400	5,400	675	675		6,750
特定資産受取利息					5,400	5,400	675	675		6,750
受取会費					33,000	33,000		33,000		66,000
受取会費					33,000	33,000		33,000		66,000
事業収益	15,000	10,000				25,000	32,000			57,000
受取研修受講料	15,000					15,000				15,000
受取資格認定料		10,000				10,000				10,000
受取賞賛料							32,000			32,000
受取補助金			2,515	2,000		4,515				4,515
受取国庫補助金			2,515	2,000		4,515				4,515
受取寄付金					10,000	10,000				10,000
受取寄付金					10,000	10,000				10,000
雑収益					50	50		20		80
受取利息					50	50	10	20		80
経常収益計	15,000	10,000	2,515	2,000	68,450	97,985	32,685	43,695		174,345
(2) 経常費用										
事業費										
役員報酬	1,000	500	500	500		2,500				2,500
給料手当	13,000	14,000	5,000	12,500		44,500	4,000			48,500
退職給付費用	1,000	1,000	500	1,000		3,500	500			4,000
減価償却費	5,000	4,800	4,600	4,800		19,200	2,750			21,950
消耗什器備品費	750	750	250	750		2,500	250			2,750

消耗品費	8,000	3,750	4,085	6,750		22,585			22,585
修繕費							3,685		3,685
租税公課					13,600	13,600	1,700		15,300
雑費	1,250	1,550	1,000	3,000		6,800			6,800
管理費									
役員報酬							10,000		10,000
給料手当							12,200		12,200
退職給付費用							1,500		1,500
会議費							7,250		7,250
減価償却費							3,050		3,050
消耗什器備品費							750		750
租税公課							1,700		1,700
雑費							1,550		1,550
経常費用計	30,000	24,350	15,915	29,300	13,600	115,165	12,885	38,000	168,050
評価損益等調整前 当期経常増減額	△25,000	△14,350	△13,400	△27,300	54,850	△17,200	19,800	5,695	△8,295
投資有価証券評価損益等									
評価損益等計									
当期経常増減額	△25,000	△14,350	△13,400	△27,300	54,850	△17,200	19,800	5,695	△8,295

- ① 事業費は「公益目的事業会計」区分・「収益事業会計」区分のみに計上される
- ② 管理費は「法人会計」区分のみに計上される

財務諸表の注記

- 財務諸表についての会計処理の前提や補足情報を開示する書類

第5 財務諸表の注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 継続組織の前提に関する注記
- (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (4) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- (5) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (6) 担保に供している資産
- (7) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (8) 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (9) 保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。）等の偶発債務
- (10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (11) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- (12) 基金及び代替基金の増減額及びその残高
- (13) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (14) 関連当事者との取引の内容
- (15) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引
- (16) 重要な後発事象
- (17) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

財産目録

- 貸借対照表の補足情報
- 事業年度末現在における全ての資産及び負債について、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示した書類
- 支部を有する法人は、支部単位で明細を作成する
- 特定費用準備資金や資産取得資金を有する場合は、使用目的等の欄に明示する

(6) 財産目録

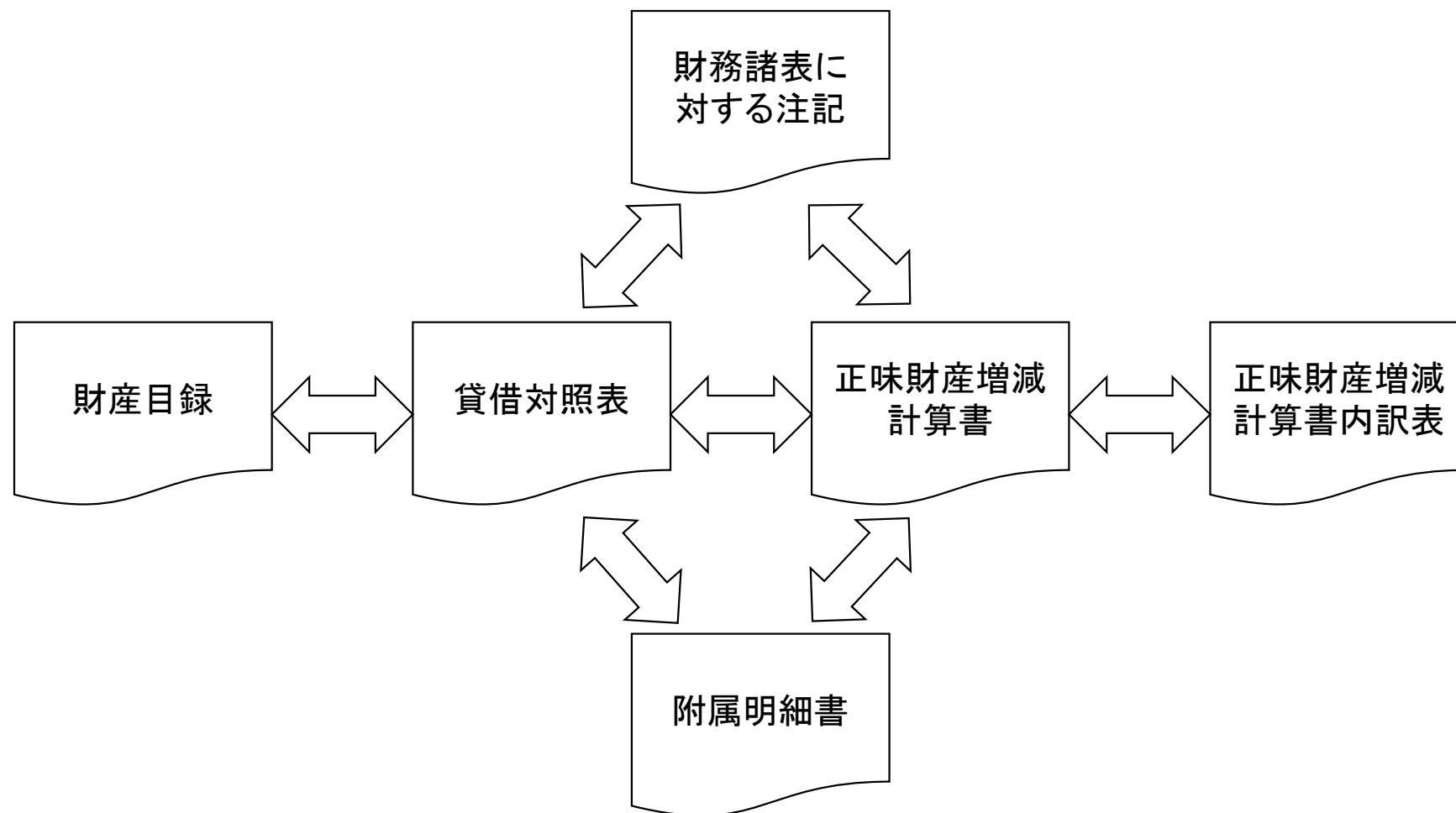
財 産 目 録

令和 年 月 日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	×××
	預金	普通預金 〇〇銀行〇〇支店	運転資金として	×××
流動資産合計				×××
(固定資産)				
基本財産	土 地	〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1	公益目的保有財産であり、〇〇事業の施設に使用している。	×××
	建物	〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1 4階建	3～4階部分：公益目的保有財産であり、〇〇事業の施設に使用している。 1～2階部分：△△事業に使用している。	×××
	美術品	絵画 〇点 〇年〇月以前取得	公益目的保有財産であり、〇〇事業に供している 不可欠特定財産である。	×××
	投資有価証券	第〇回利付国債他	公益目的保有財産であり、運用益を〇〇事業の財源として使用している	×××
	特定資産			
	〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店	〇〇事業の積立資産であり、資産取得資金として管理されている預金	×××
	〇〇積立資産	××社債	満期保有目的で保有し、運用益を〇〇事業の財源として使用している。	×××
		〇〇株式	寄付により受け入れた株式であり、長期間保有することにより、運用益を〇〇事業の財源として使用している。	×××
	建物	〇〇㎡ 東京都△△区▲▲ 4-6-2	公益目的保有財産であり、〇〇事業に使用している。	×××
その他				×××
固定資産				
固定資産合計				×××
資産合計				×××

財務諸表等の繋がり



財務3基準について

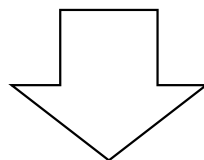
財務3基準

①	公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること(収支相償)
②	公益目的事業比率(費用ベース)が50/100 以上になると見込まれること
③	遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること

収支相償と目的

公益法人認定法第14条

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

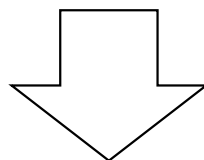


公益目的事業は、不特定多数の者の利益の増進に寄与すべきものであり、これに充てるべき財源を最大限に活用して無対価または低廉な対価を設定し、受益の範囲を可能な限り拡大することが求められている。

収支相償の判定は2段階

＜第1段階＞

公益性が認められる公益事業目的を単位として、当該事業に関連付けられた経常収益と経常費用とを比較する。



＜第2段階＞

第1段階の収支相償を満たす事業に係る経常収益及び経常費用に加え、公益目的事業に係る会計に属するが、特定の事業と関連付けられない公益に係るその他の経常収益及び経常費用を合計し、特定費用準備資金、公益目的保有財産等に係る一定の調整計算を行ったうえで収支を比較する。

別表A(1)

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

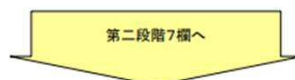
(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

※法人の行う事業が一つしかない場合には、第一段階を省略し、第二段階のみ記載してください。

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業 番号	経常収益計 前年度に6欄がプラスの事業が ある場合には当該剰余金の額 を加算してください。	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)
1	2	3	4	5	6
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円



↑
プラスの事業がある場合、発
生理由とこれを解消するた
めの計画等を記入してください。

理由:
計画:

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄+3欄)		7	円	円
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常 収益、経常費用		8	円	円
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の 額と一致しているか確認してください。)		9	円	円
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より) (当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。)		10	円	円
収益事業等から 生じた利益の繰入額	収益事業から 生じた利益の繰入額	11	円	
	その他事業(相互扶助等事業)から 生じた利益の繰入額	12	円	
合計(9欄+12欄)		13	円	円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入-費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充
てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損
失となるようにしなければなりません。収入-費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してく
ださい。

収支相償の額(収入-費用欄)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等

内訳表との関係

正味財産増減計算書内訳表

平成X年4月1日から平成X+1年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人 会計	内部取 引消去	合計
	〇〇	××	共通	小計	△△	□□	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
事業収益											
.....											
.....											
経常収益計											
(2) 経常費用											
事業費											
給料手当											
退職給付費用											
減価償却費											
.....											
管理費											
役員報酬											
給料手当											
退職給付費用											
減価償却費											
.....											
経常費用計											
評価損益等調整前当期経常増減額											
投資有価証券評価損益等											
当期経常増減額											
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
.....											
(2) 経常外費用											
.....											
II 指定正味財産増減の部											
.....											
III 正味財産期末残高											

この欄の数字を別表 A(1) の 2 欄に記載

この欄の数字を別表 A(1) の 8 欄に記載

この欄の数字と別表 A(1) の 9 欄は原則一致

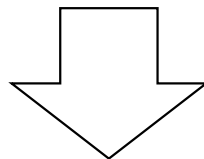
この欄の数字を別表 A(1) の 3 欄に記載

30

公益目的事業比率

公益認定法第15条

公益法人は、毎事業年度における公益目的事業費率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならない。



公益目的事業に係る経常費用額を法人全体の経常費用額で除して計算する。

別表B(1)

(参考)

特定費用準備資金

① 積立繰入額

会計上は貸借対照表上の取引(損益が発生しない取引)であるが、繰入額をみなし費用として取り扱う。

収支相償の判定でも同様～別表A(1)

② 取崩額

将来特定の活動実施で支出するために準備資金を取り崩したときは、当該取崩は、事業比率の算定上は費用額の減算とみなす。

収支相償の判定上は収入とみなす～別表A(1)

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額(13欄より)	1	円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額(13、23、33欄の合計)	2	円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	%

公益実施費用額の計算		
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)	4	円
土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	5	円
融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	6	円
調 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	7	円
整 特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	8	円
特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	9	円
額 引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	10	円
財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	11	円
調整額計(5欄～11欄の計)	12	円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13	円

収益等実施費用額の計算		
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)	14	円
土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	15	円
融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	16	円
調 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	17	円
整 特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	18	円
特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	19	円
額 引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	20	円
財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	21	円
調整額計(15欄～21欄の計)	22	円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23	円

管理運営費用額の計算		
管理費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)	24	円
土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	25	円
融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	26	円
調 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	27	円
整 特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	28	円
特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	29	円
額 引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	30	円
財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	31	円
調整額計(25欄～31欄の計)	32	円
管理運営費用額(24欄+32欄)	33	円

別表B(5)

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その1

(公益法人認定法第9条第9号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に記載するための表です。)

I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)											(単位:円)
公益法人認定法第5条第4号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめた、別表B(1)に記載するための表です。											別表B(1) 事業比率 100%
公益事業費用部											公益事業 費用合計
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通	
経常費用額											
II 土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)											別表B(1) 事業比率 100%
公益事業費用部											公益事業 費用合計
NO.	所在地	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通
合計											
III 融資に係る費用額(別表B(3)より)											別表B(1) 事業比率 100%
公益事業費用部											公益事業 費用合計
NO.	貸付の内容	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通
合計											
IV 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)											別表B(1) 事業比率 100%
公益事業費用部											公益事業 費用合計
NO.	役務提供等の名称	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通
合計											
V 特定費用準備資金当期繰立額(別表C(5)より)											別表B(1) 事業比率 100%
公益事業費用部											公益事業 費用合計
NO.	特定費用準備資金の名称	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通
合計											
VI 特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より、マイナス額で記載してください。)											別表B(1)事業 比率(9)へ
公益事業費用部											公益事業 費用合計
NO.	特定費用準備資金の名称	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通
合計											
VII 引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください。)											別表B(1) 事業比率 100%
公益事業費用部											公益事業 費用合計
NO.	引当金の名称	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通
合計											
VIII 財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)											別表B(1) 事業比率 100%
公益事業費用部											公益事業 費用合計
NO.	財産の名称	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通
合計											
IX 合計											別表B(1) 事業比率 100%
公益事業費用部											公益事業 費用合計
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	共通	
合計											
事業比率											

《参考》 損益計算書内訳表からの転記の方法

(公益目的事業比率、遊休財産額の保有上限額)

正味財産増減計算書内訳表

平成X年4月1日から平成X+1年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人 会計	内部取 引消去	合計
	〇〇	××	共通	小計	△△	□□	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
事業収益											
.....											
経常収益計											
(2) 経常費用											
事業費											
給料手当											
退職給付費用											
減価償却費											
.....											
管理費											
役員報酬											
給料手当											
退職給付費用											
減価償却費											
.....											
経常費用計											
評価損益等調整前当期経常増減額											
投資有価証券評価損益等											
当期経常増減額											
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
.....											
(2) 経常外費用											
.....											
II 指定正味財産増減の部											
.....											
III 正味財産期末残高											33

この欄の数字を
別表B(5)【その1】の
I 欄に記載

この欄の数字を
別表C(1)の
17 欄に記載

この欄の数字を
別表B(5)【その2】の
I 欄に記載

特定費用準備資金と設定要件

1 特定費用準備資金とは、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費・管理費に計上されるもので、引当金の対象となるものは除く。）に係る支出に充てるために保有する資金をいいます（公益法人認定法施行規則第18条）。たとえば、将来の特定の事業費、管理費に特別に支出するために積み立てる資金で、新規事業の開始、既存事業の拡大、数年周期で開催するイベントや記念事業等の費用が対象となります。

また、たとえば、既存事業を維持する場合であっても、将来において見込まれている収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる資金（基金）や専ら法人の責に帰すことができない事情により将来の収入が減少する場合に積み立てる資金（基金）も、特定費用準備資金となります（問Ⅴ－3－⑦参照）。

なお、予備費等、将来の一般的な備えや資金繰りのために保有している資金は下記2の要件を充たさないため、特定費用準備資金に該当しません（問Ⅴ－4－②参照）。

2 特定費用準備資金への繰入れについては、次の要件をすべて充たしていなければなりません（同法施行規則第18条第3項、公益認定等ガイドラインⅠ－7. (5)②）。

- ① 資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- ② 資金の目的毎に他の資金と明確に区分して管理され、貸借対照表の特定資産に計上していること。
- ③ 資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は目的外で取り崩す場合に理事会の決議を要するなど特別の手續が定められていること（注）。
- ④ 積立限度額が合理的に算定されていること。
- ⑤ 特別の手續の定め、積立限度額、その算定根拠について事業報告に準じた備置き、閲覧等の措置が講じられていること。

別表C(5)特定費用準備資金

別表C(5) 特定費用準備資金

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。

事業年度	自	年	月	日	法人コード
至	年	月	日	法人名	

別表C(2) 控除対象財産における4. 特定費用準備資金の明細となるほか、別表A(1)及びA(2) 収支相償の計算における公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整、別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表における特定費用準備資金当期積立額及び取崩額、別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定における特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額及び特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額の算出に用います。

事業番号	特定費用準備資金の名称(貸借対照表科目名)				
将来の特定の活動の名称					
当該活動の内容					
計画期間(事業年度)	平成	年度	～	平成	年度 (年間)
当該活動の実施予定時期					
積立限度額の算定方法					
当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)	あり	なし			

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算【計画全体】(経過年度は実績値を記載)

年度	利益の繰入割合※		積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額
	50%	50%超				
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円

※1 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合について、該当欄に「○」を記載してください。(将来の年度は、記載不要です。)

【当年度】(計画全体のうち、当年度分の数字を転記)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額
	円	円	円	円

算出した数値を、各事業別に、それぞれ、別表B(5) V (特定費用準備資金当期積立額)及び別表B(5) VI (特定費用準備資金当期取崩額)に転記してください。

また、当該特定費用準備資金が、公益目的事業に要する資金である場合、算出した数値を、それぞれ、別表C(1)の特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額(19欄)及び特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額(23欄)に算入してください。

2. 公益目的事業全体の収支相償における特定費用準備資金の当期積立額及び取崩額の計算

【当該特定費用準備資金が、公益目的事業に係る資金である場合のみ、記載してください。】

【計画全体】(当年度までの数値を記載(将来の数値は記載不要))

年度	収支相償上の 積立限度額	収支相償上の積立額※2	収支相償上の 取崩限度額	収支相償上の取崩額※2	収支相償上の特定費用 準備資金の額(累計)
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

【当年度】(計画全体のうち、当年度分の数字を転記) ※2 収支相償上の積立額及び取崩額は、それぞれの限度額の範囲内で記載してください。

年度	収支相償上の 積立限度額	収支相償上の積立額	収支相償上の 取崩限度額	収支相償上の取崩額	収支相償上の特定費用 準備資金の額(累計)
	円	円	円	円	円

収益事業等の利益の50%を公益目的事業財産に繰入れる場合には、算出した数値を、それぞれ、別表A(1)(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)の公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(10欄)に算入してください。
収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰入れる場合には、算出した数値を、それぞれ、別表A(2)(収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合)の公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(11欄)に算入してください。

遊休財産額の趣旨

遊休財産額の計算方法

遊休財産額＝総資産－総負債－（控除対象財産－対応負債）

① 遊休財産

法人の財産の中で具体的な用途の定まっていない財産

② 控除対象財産

法人の財産の中で目的や用途が具体的に定まっている財産

問Ⅴ－４－①（遊休財産額）

今まで内部留保として計算された金額は、新制度での機動的な法人運営のためには、自由に使える資金が必要であり、遊休財産額として規制される趣旨が分かりません。

答

- 1 公益法人は、公益目的事業を適正に実施する法人として、税制優遇を受けながら活動する社会的存在です。公益法人の財産が公益目的事業に使用され、公益が増進すると見込まれるからこそ、国民は寄附等を行うのであり、公益法人に税制上の優遇措置が講じられているといえます。
- 2 もとより、社会経済情勢の変化や、法人に関する状況の変化等に対応しつつ、適切に公益目的事業を実施していくためには、ある程度、自由に使用することができる財産を有することは必要です。
- 3 しかし、具体的に公益目的事業に使用される見込みがない財産が公益法人に過大に蓄積された場合には、財産の死蔵につながり、税制優遇等の趣旨に反するほか、寄附等をした国民の期待にも反することになりかねません。
- 4 このため、認定基準においては、公益目的事業又は公益目的事業に必要なその他の活動に使うことが具体的に定まっていない財産（遊休財産額）の保有は、一年分の公益目的事業費相当額を超えてはならないとしているものです。（公益法人認定法第16条、問Ⅴ－４－③参照）。

別表C(1)遊休財産額の保有制限の判定

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業 年度	自 年 月 日	法人コード
至 年 月 日	法人名	

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。

遊休財産額は、以下の計算により算定します。

遊休財産額＝資産－（負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金）－（控除対象財産－対応負債の額）

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算される
ことになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部			負債の部		
流動資産計	1	円	流動資産に直接対応する負債の額	6	円
固定資産計	2	円	控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	円
その他の固定資産 4欄-2欄	3	円	その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	円
固定資産計 5欄-1欄	4	円	引当金勘定の合計額 35欄	9	円
記載要領 網掛けの欄に数値を入力してください。 その他の欄は、自動的に計算されます。			その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	円
			負債計 26欄	11	円
			正味財産の部		
			一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄	12	円
資産計	5	円	指定正味財産の額 33欄	13	円
			一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	円
			正味財産計	15	円
			負債及び正味財産合計 5欄+15欄+同欄	16	円

2. 遊休財産額の保有上限額(＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	円	公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	円
商品等の取崩を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る償価相当額	18	円	財産の譲渡損、評価損等の額	22	円
特定費用準備資金の公益実施費用額への買入額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	円	特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	円
計 (17欄+18欄+19欄)	20	円	控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24	円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	円	控除対象財産の額 2欄	28	円
負債 11欄	26	円	対応負債の額 39欄	29	円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	27	円	遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄	30	円

4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかを選択し、○を記載してください。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法			公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	円	控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	円			
指定正味財産の額 13欄	33	円	指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-32欄-33欄	34	円	31欄-33欄	34	円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円	引当金勘定の合計額 9欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	円			
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄+同欄)	37	円	その他負債の額 11欄-35欄	37	円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄+同欄)	38	円	一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄+同欄)	38	円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円	対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	円
遊休財産額 30欄	41	円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	

控除対象財産（遊休財産額に含まないもの）

1 遊休財産となるかどうかは、財産に付けられる名前によってではなく、財産の用途によって判断されることになります。公益法人認定法においては、法人の資産から負債を控除した純資産の中で、次の控除対象財産（公益法人認定法施行規則第22条第3項）の要件に合致する財産に相当するものは遊休財産額には含まれません（問Ⅴ－4－②参照）。

- ① 公益目的保有財産
- ② 公益目的事業を行うために必要な収益事業等や管理運営に供する財産
- ③ 資産取得資金
- ④ 特定費用準備資金
- ⑤ 寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた用途に従って使用又は保有されているもの及び定めた用途に充てるために保有している資金

研修は以上となります。
ご視聴いただきありがとうございました。

※2022年2月の収録日時点の情報に基づいて作成しております。